

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当会社はレンゴー株式会社と称し、英文ではRengo Co.,Ltd.と表示する。	第1条 当会社は <u>レンゴー</u> 株式会社と称し、英文では <u>Rengo Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は <u>次の</u> 事業を営むことを目的とする。
1. パルプ、紙、紙加工品およびその材料の製造販売ならびに技術指導	1. パルプ、紙、紙加工品およびその材料の製造販売ならびに技術指導
2. 包装用品、建材およびその材料の製造販売	2. 包装用品、建材およびその材料の製造販売
3. 前各号に関する機械設備の製造販売ならびに技術指導	3. 前各号に関する機械設備の製造販売ならびに技術指導
4. 不織布、接着剤、粘着加工製品の製造販売ならびに日用品雑貨の販売	4. 不織布、接着剤、粘着加工製品の製造販売ならびに日用品雑貨の販売
5. セロファン、プラスチックフィルムおよびビスコースの製造販売	5. セロファン、プラスチックフィルムおよびビスコースの製造販売
6. 医薬品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、試薬品、飼料用薬品、コンクリート用混和剤および検査試薬用酵素、澱粉糖化用酵素の製造販売	6. 医薬品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、試薬品、飼料用薬品、コンクリート用混和剤および検査試薬用酵素、澱粉糖化用酵素の製造販売
7. バイオ技術を利用した甘味料および食品添加剤、葉緑素を原料とする健康食品ならびに飼料添加剤の製造販売	7. バイオ技術を利用した甘味料および食品添加剤、葉緑素を原料とする健康食品ならびに飼料添加剤の製造販売
8. 広告宣伝物の企画、製作、販売	8. 広告宣伝物の企画、製作、販売
9. コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに情報提供サービス	9. コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに情報提供サービス
10. 貨物自動車運送事業	10. 貨物自動車運送事業
11. 倉庫業	11. 倉庫業
12. 有価証券の取得および運用	12. 有価証券の取得および運用
13. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理	13. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理
14. スポーツ施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の経営	14. スポーツ施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の経営

現 行 定 款	変 更 案
<p>15. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>16. 総合リース業</p> <p>17. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬、処分ならびに再生処理業</p> <p>18. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業務</p> <p>19. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社の本店を大阪市に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</p>	<p>15. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>16. 総合リース業</p> <p>17. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬、処分ならびに再生処理業</p> <p>18. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業務</p> <p>19. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。 (機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当会社が発行する株式の総数は3億6千万株とする。</p> <p>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当会社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億6千万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(1 単元の株式の数)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第7条 ①当会社の <u>1 単元の株式の数</u> は 1,000株とする。 ②当会社は <u>1 単元の株式に満たない株式</u> （以下 <u>単元未満株式</u> とい う。）に係る株券を発行しない。 ただし株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでな い。	第8条 ①当会社の <u>単元株式数</u> は、 <u>1,000株</u> とする。 ②当会社は、 <u>前条の規定にかかわ らず、単元未満株式</u> に係る株券 を発行しない。ただし、 <u>株式取 扱規則に定めるところについて</u> はこの限りでない。
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
(単元未満株式の買増請求)	第9条 当会社の株主（実質株主を含む。以 下同じ。）は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外 の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲 げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定に よる請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当ておよび募集新株 予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
(名義書換代理人)	(単元未満株式の買増し)
第9条 ①当会社は株式について名義書換代 理人を置く。 ②名義書換代理人およびその事務取 扱場所は取締役会の決議によって 選定しこれを公告する。 ③当会社の株主名簿（実質株主名簿 を含む。以下同じ）および株券喪 失登録簿は名義書換代理人の事務 取扱場所に備え置き、株式の名義 書換、実質株主通知の受理、単元 未満株式の買取および買増その他 株式に関する事務は名義書換代理 人に取扱わせ、当会社においては 取扱わない。	第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定 めるところにより、その有する単元 未満株式の数と併せて <u>単元株式数</u> と なる数の株式を売り渡すことを請求 することができる。
	(株主名簿管理人)
	第11条 ①当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置 く。 ②株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、 <u>取締役会の決議によつ て定め</u> 、これを公告する。 ③当会社の株主名簿（実質株主名簿 を含む。以下同じ。）、新株予約 権原簿および株券喪失登録簿の作 成ならびに備置きその他の株主名 簿、新株予約権原簿および株券喪 失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 当会社の <u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、單元未満株式の買取および買増その他株式に関する取扱ならびに手数料について</u> は取締役会において定める株式取扱規則による。	第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(基準日)	(削除)
第11条 ①当会社は毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ②前項のほか必要のある場合は、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもつて、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。	
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集の時期)	(招集)
第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。	第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(新設)	(定時株主総会の基準日)
(招集権者および議長)	第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第13条 株主総会は法令に別段の定めのある場合のほか取締役会の決議に基づいて取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集権者および議長) 第15条 ①株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第14条 ①株主総会の決議は法令または <u>この定款に別段の定めのある場合のほか</u> 、出席株主の議決権の過半数をもって <u>これを行なう</u> 。 ②商法第343条に定める特別決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上</u> を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって <u>これを行なう</u> 。	第17条 ①株主総会の決議は、 <u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、 <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第15条 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 <u>ただし株主または代理人は代理権を証する書面を総会毎に会社に提出しなければならない。</u>	第18条 ①株主は、 <u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する</u> ことができる。 ②株主または代理人は、 <u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> (削除)
(議事録)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し議長および出席取締役が記名捺印または電子署名して会社に保存する。	第19条 当会社の取締役は、 <u>24名以内とする</u> 。
第4章 取締役および取締役会 (定員)	
第17条 当会社の取締役は24名以内とする。	

現 行 定 款	変 更 案
(選 任) <p>第18条 ①取締役の選任は株主総会において行ない、この決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>②取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	(選任方法) <p>第20条 ①取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
(任 期) <p>第19条 取締役の任期は就任後1年内の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	(任 期) <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
(代表取締役および役付取締役) <p>第20条 ①取締役会はその決議により代表取締役若干名を選任する。代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p>②取締役会はその決議により取締役社長1名を選任し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>(新 設)</p>	(代表取締役および役付取締役) <p>第22条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) <p>第23条 ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役会長および取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> </p>
(報酬および退職慰労金) <p>第21条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集手続) 第22条 ①取締役会の招集は会日の3日前までに <u>画面で各取締役および各監査役に対し通知を発する。ただし緊急の場合には招集期間を短縮しましたは口頭でこれに代えることができる。</u> ② <u>取締役会は取締役および監査役全員の同意があるときは招集手続を経ないで開くことができる。</u> (新 設)	(取締役会の招集通知) 第24条 ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して <u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、 <u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催する</u> ことができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項についてはこの定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。 (新 設)	(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第5章 監査役および監査役会 (定 員) 第24条 当会社の監査役は5名以内とする。 (選 任) 第25条 <u>監査役の選任は株主総会において行ない、この決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行なう。</u>	第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第30条 ①監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第26条 ①監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間の満了すべきときまでとする。	(任 期) 第31条 ①監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第27条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。 (報酬および退職慰労金) 第28条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会でこれを定める。	(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (削 除)
(監査役会の招集手続) 第29条 ①監査役会の招集は会日の3日前までに書面で各監査役に対し通知を発する。ただし緊急の場合には招集期間を短縮または口頭でこれに代えることができる。 ②監査役会は監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで開くことができる。	(監査役会の招集通知) 第33条 ①監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会規則) 第30条 監査役会に関する事項についてはこの定款のほか監査役会において定める監査役会規則による。 (新 設)	(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第6章 計 算 (営業年度) 第31条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第6章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(剩余金の配当等の決定機関)</u> 第38条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 (削 除)
(利益配当金) <u>第32条 利益配当金は毎営業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u> (新 設)	<u>(剩余金の配当の基準日)</u> 第39条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。 (削 除)
(中間配当金) <u>第33条 当会社は取締役会の決議により毎年9月30日現在における株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当金として金銭の分配を行なうことができる。</u> (配当金等の除斥期間) 第34条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。 (転換社債の転換の時期) 第35条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の <u>利益配当金</u> および中間配当金は転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	(配当金の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (転換社債の転換の時期) 第41条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の <u>期末配当金</u> および中間配当金は転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

以 上